**基本チェックリストによる判定を受けられる方へ**

基本チェックリスト実施に係る説明書

四條畷市では、健康寿命の延伸をめざし、介護予防・重度化防止を推進しており、そのための総合事業における多様なサービスを実施しています。

総合事業サービスを受けるためには、基本チェックリストによる判定を受けるか、要介護認定申請により、要支援認定を受ける必要があります。

基本チェックリストによる判定では、すぐに結果が出るため、総合事業対象者となった場合は、迅速にサービス利用につながります。総合事業対象者が利用できるサービスは訪問型サービスと通所型サービスに限定されているため、福祉用具貸与などの予防給付サービスが必要になられた場合は、いつでも要介護認定等の申請が可能です。

　事業についてご理解いただいたうえで、基本チェックリストの判定を受けてください。

＜元気で長生き、健康寿命を伸ばすには＞

近年、加齢や疾患がきっかけとなり、

身体機能や認知機能の低下した状態を

示すフレイルへの対策が提唱されています。フレイルは健康な状態と要介護状態の中間に位置した虚弱な状態であり、この段階で適切な予防を行うことが重要です。

四條畷市では、フレイル状態の人が自立した生活を取り戻せるよう、短期集中的に訓練プログラムを実施する通所型サービスＣを推奨しています。

科学的根拠の基づいた適切なプログラムを行うことで、高齢になっても機能が

回復することが実証されています。地域包括支援センターで通所型サービスＣ（短期集中型）を進められた人は、このチャンスを逃さず、ぜひ、チャレンジしましょう。

※サービスの提供期間は３か月を基本としており、その間、多様な専門職がしっか

りと寄り添いサポートいたしますので、ご安心ください。



問い合わせ先

四條畷市高齢福祉課

072-877-2121（代表）